## 不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針 (2007年4月16日発表)

産業構造審議会通商政策部会不公正貿易政策・措置調査小委員会が本日とりまとめ、 公表した2007年版不公正貿易報告書は、WTO協定をはじめとする国際ルールに照 らし、改善が求められる主要国の貿易政策・措置について指摘を行っている。

この指摘を踏まえ、経済産業省が、今後の通商政策を進めていく上で当面の優先度 が高いと考える事項(優先取組事項)及び取組方針は、以下のとおりである。

なお、昨年までの取組方針に掲げてきた優先取組事項に関しては(参考1)の「最近の取組方針掲載案件に係る取組状況」に示されているように、多くの案件について、問題が解決、または大幅な改善が見られた。これは、国際経済紛争をルールに基づいて解決するという我が国の通商政策の基本的考え方が、国際的にも広く共有されていることを示している。他方、新規案件として3件の追加を行った。

2007年4月の優先取組案件は次の11件。

### WTO 勧告の早期履行を求めていくもの

下記案件については、既に、我が国の主張を全面的に認容する WTO 勧告が確定。 WTO 勧告の早期履行を求めていく。

具体的には、我が国は、これまで、米国のアンチ・ダンピング制度及び運用の是正のため、WTO 紛争処理手続を積極的に活用してきており、既に1916年AD法、熱延鋼板AD、バード修正条項がWTO 協定に違反する旨の判断を得ている。加えて本年1月、ゼロイングについて我が国の主張を全面的に認める上級委報告が出された。

今後、これらの措置に係る WTO 紛争解決機関勧告の一刻も早い完全履行を、米国に対して求めていく。

#### 米国

- ・バード修正条項に基づく分配の停止
- ・ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行
- ・熱延鋼板へのアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行
- ・1916年アンチ・ダンピング法に係る損害回復法を無効化する 措置への対応 < 新規案件 >

### 既に WTO 紛争解決手続に付託されており、我が国も参加しているもの

中国を巡る下記案件については、米国等により既にWTO紛争解決手続に付託され、 我が国も第三国として参加している。これらの案件については、我が国としては、 WTOや二国間協議の場を通じて制度の明確化・改善を求めていく。

### 中国

- ・自動車部品への関税賦課の是正
- ・補助金制度の透明かつ WTO 協定整合的な運用・改善 < 新規案件 >

# 今後、様々な取組 (二国間協議、WTO を含む多国間枠組)を通じ問題解決を図ってい くもの

中国、EU、アジア各国に関する下記案件については、今後、様々な取組(二国間協議、WTOを含む多国間枠組)を通じ問題解決を図る。

### 中国

- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応
- ・アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善 EU
- ・情報技術協定対象製品への関税賦課の是正 < 新規案件 >
- ・化学品及び電気・電子機器に係る各種規制の明確性・統一性の確保 アジア各国(ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)
- ・模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

以上

(参考1) 最近の取組方針掲載案件に係る取組状況

対象国・地	取近の収組力が拘製条件に加	2. A N. WITT. M. V. M. D.
域	優先取組事項	改善・取組状況
米国	バード修正条項に基づく分配の 停止	我が国は、2005年9月、米国に対する対抗措置を発動。こうした動きを踏まえ米国は2006年2月に同条項を廃止。なお、経過規定により分配が当面継続するため、我が国からは分配停止を申入れるとともに、同年8月に対抗措置を延長。
	ゼロイングに係る WTO 勧告の早 期履行	2007年1月、我が国の主張を全面的に認め、ゼロイングは AD 手続全体を通じて WTO 協定違反であるとする上級委員会報告が発出・採択。右報告の履行期間設定のため、同年3月には、我が国は本件を WTO 仲裁手続に付託。
	日本製熱延鋼板に対するアン チ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行	未履行部分の勧告実施のための法案は、2006 年末の米国第 109 議会閉会により、審議未了のまま廃案。米国政府は 2007 年 1 月、 本件に新議会と取り組む意思を表明。
	1916 年アンチ・ダンピング法に 係る損害回復法を無効化する措 置への対応 <新規案件>	2006年8月、我が国は、損害回復法に係る訴訟差止の仮命令の破棄を求めるアミカス・ブリーフを米国連邦控訴裁判所に提出。
中国	模倣品・海賊版等の不正商品に関 する問題への対応	2006年6月の知的財産権保護に関する官民合同ミッションの派遣や、同年9月の中国専利法改正調査団との意見交換等により、制度改善の要請と協力の両面から取組みを実施。2007年4月に刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げがなさなれた。
	完成車特徴認定制度に基づく自 動車部品への関税賦課の是正	2006 年 10 月、米国、EU、カナダからの要請に基づいてパネルが 設置。我が国も、同パネルに第三国として参加。2007 年 5 月に 第 1 回パネル会合が開催予定。
	アンチ・ダンピング措置に係る不 適切な運用の改善	2006 年 4 月の経済産業省と商務部の定期協議等で提起した他、個別事案に関しても政府意見書を提出し、中国が WTO 協定整合的に制度を運用することを申し入れた。
	補助金制度の透明かつ WTO 協定 整合的な運用・改善 <新規案件>	2006年10月のWTO補助金委員会等において提起。また、2007年2月に米国及びメキシコが、中国の補助金制度に輸出補助金等が含まれているとして協議要請を実施。同年3月に開催された当事国協議に、我が国も第三国として参加。
	有毒化学品輸出入規制に基づく 輸入手続の改善 写真フィルム等への関税賦課の 是正	2006年2月の在北京日本大使館からの申入れ、4月の経済産業省と商務部の定期協議等の結果、登録費用に関する懸念が解消。 二国間協議の結果、2006年1月及び2007年1月に、中国は各品日の従帰税変を譲ぎ税変担当に引てば、税変違与はほぼ解消
E U	た止 情報技術協定対象製品への関税 賦課の是正 <新規案件>	目の従量税率を譲許税率相当に引下げ。税率違反はほぼ解消。 2007年1月の甘利経済産業大臣とマンデルソン欧州委員との会 談等、累次の協議を実施。
	化学品規制 (REACH)	日 EU 規制改革対話等の結果、一物質一登録等を盛り込んだ規制 案を、2006 年 12 月に EU 理事会で採択。2007 年 6 月に施行予定。
	電気・電子機器廃棄物に関する指令(WEEE)及び電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)	日 EU 規制改革対話等の結果、欧州委員会は明瞭化のための FAQ や施行ガイダンス文書を公表。
1	• •	3

インドネシ ア	デジタルカメラへの関税賦課の 是正	二国間協議の結果、インドネシア政府は ITA 委員会で 2006 年 10 月に、2009 年 1 月までの関税の段階的撤廃に合意。2007 年改訂 関税率表にて、関税引下げを実施。
マレーシア	自動車への内国税に係る内外差 別の是正	日マレーシア経済連携協定交渉において改善を要請。2005 年 10 月、マレーシアは完成車の関税・物品税体系の見直しを発表し、 現地生産車間(国民車 - 非・国民車)の差別はほぼ解消。
アジア各 国・地域 (注)	模倣品・海賊版等の不正商品に関 する問題への対応	APEC、WIPO、WTO等の多国間協議や二国間協議の場において、各国・地域内の法制整備、取締強化等を要請するとともに、各国・地域における関係機関の人材育成を支援。

(注)アジア各国・地域:ASEAN、韓国、台湾、香港、インド

### (参考2)

## 「不公正貿易報告書を受けた経済産業省の取組方針」 に掲げた個別貿易政策・措置の概要

本年の「経済産業省の取組方針」に掲げた優先取組事項の概要を解説するとともに、 2005 年 4 月及び 2006 年 4 月発表の同方針で掲載した政策・措置についてフォローアップを行う。

#### < 米 国 >

### バード修正条項に基づく分配の停止

米国のいわゆるバード修正条項(1930年関税法修正条項)は、アンチ・ダンピング(AD)措置及び相殺関税措置による税収を、当該措置を申し立てた米国内の企業等に分配することを規定したものである。

我が国及び EU を含む計 11 ヶ国・地域の申立てに基づきパネルが設置された結果、2003 年 1 月上級委員会において WTO 協定違反であるとの判断が示され、是正の勧告がなされた。しかし、米国による同条項の改廃が行われないまま 2003 年 12 月の履行期限を徒過した。米国の不履行を受けて、2004 年 1 月、我が国及び EU 等 7 ヶ国・地域は共同で WTO に対し、対抗措置の承認を申請し、8 月の規模に関する仲裁決定を経て、11 月、対抗措置に係る承認を受けた。翌 2005 年 5 月に EU 及びカナダが、8 月にメキシコが、9 月に日本が対抗措置を発動した。

2006 年 2 月 8 日、米国において、バード修正条項を廃止する旨の規定を含む 2005 年赤字削減法が、ブッシュ大統領の署名により成立した。形式上、バード修正条項の廃止がなされたものの、同法には 2007 年 10 月 1 日までに通関した産品に係る税の分配が定められており、実際には、分配が今後も一定期間継続されることとなっている。

バード修正条項廃止は、これまでの我が国の求めに沿うものであり、大きな前進として歓迎するが、経過規定により分配が継続されるため、依然として WTO 協定違反の状態が継続するとともに、AD 措置等申請のインセンティブと不公正な競争上の優位が米国の生産者等に残ることとなる。かかる状況を踏まえ、我が国の対抗措置の期限は2006 年 8 月末とされていたところ、措置を一年間延長する政令を同月に公布した。

2006年11月には、経過規定に基づき2006年度の分配が行われたところ、日本の産品に係る分配額は6700万ドル(約77.6億円。昨年より約4.2億円減少。) 日本分を含む分配総額は過去最大の約3億8000万ドルであった。

我が国は、2006 年 12 月の日米規制改革イニシアティブや 2007 年 1 月の甘利経済産業大臣とシュワブ USTR 代表との会談等において、経過条項に基づく分配の停止を求めてきたところである。今後も引き続き他の共同申立国・地域と連携し、米国に対し、速やかに分配を停止し、WTO 協定違反の状態を解消するよう強く働きかけて行く。

### ゼロイングに係る WTO 勧告の早期履行

米国は、アンチ・ダンピング(AD)手続において、国内販売価格を上回る価格で輸出したモデルまたは個別取引毎の価格差を「ゼロ」とみなし、もって産品全体のダンピング値幅を人為的に高く算出する方法(ゼロイング)を適用し、AD税率を不当に引き上げている。ゼロイングによるダンピング値幅の算定手法は、ダンピングを行っていない取引を実質的に無視する不公平な計算方法である。

そのため、我が国は、2004年11月にWTO紛争解決手続に基づく協議要請を行い、

2005年2月のWTO 紛争解決機関(DSB)会合においてパネルが設置された。パネル会合においては、我が国は、米国による AD 措置の個別ケースに対するゼロイングの適用(as applied)に加え、米国のゼロイング制度それ自体(as such)が違法である旨の主張を行った。これに対し、米国は、自国の AD 手続はWTO 協定に反しない旨反論し、日本の主張を全面的に争った。2006年9月に発出されたパネル報告書は、一部の初回調査手続を除いて、ゼロイングの適用及びゼロイング制度それ自体はWTO 協定に違反しない旨判示し、全体としてみれば、我が国の主張を概ね斥けた内容となっている。我が国は、これを不服として同年10月に上級委員会に上訴した。

2007 年 1 月に発出された上級委員会報告書では、我が国の主張が全面的に認められ、AD 手続全体を通じてゼロイングが WTO 協定違反であることが認定されるとともに、その是正が勧告された。同報告書は同月の DSB 会合において採択され、同年 2 月には米国が履行意思を表明したことを受けて、我が国が求める履行の内容について経済産業省から米国通商代表部及び商務省に次官級でリクエストを送付する等、現在は履行のための協議を継続している。また、同年 3 月には、履行期間設定のため、本件を WTO の仲裁手続に付託した。

引き続き我が国は、米国に対し、ゼロイングの廃止を含む勧告の早期完全履行を求めていく方針である。

### 日本製熱延鋼板に対するアンチ・ダンピング措置に係る WTO 勧告の早期履行

米国が1999年6月に決定した日本製熱延鋼板に対するAD措置については、我が国の要請に基づいて設置されたパネル及び上級委員会において、米国のダンピング・マージンの算定方法等がWTO協定違反であるとの判断が示され、2001年8月に違反が確定、是正勧告がなされた。

米国は、当初の履行期限(2002年11月)までに、上記勧告のうち、関連する米国法の改正を含むもの等について履行ができず、その後3度にわたり履行期限の延長を行った。2005年5月には勧告実施のための法案(H.R.2473)が議会に提出されたが、同年7月末の履行期限までに成立する見通しは立っていなかった。同年7月7日、我が国は、本件履行に引き続き取り組むという米国の意思を踏まえ、猶予期間の再延長は行わないが、日本側が対抗措置を発動する権利を留保することで米国と合意した。

しかし、2006 年 12 月の日米規制改革イニシアティブ等における我が国からの履行要請にも拘らず、勧告実施法案は 2006 年末の第 109 議会閉会により審議未了のまま廃案となった。そのため、2007 年 1 月に改めて甘利経済産業大臣からシュワブ USTR 代表に対して早期履行を求め、米国政府は同月の WTO 紛争解決機関 (DSB) 会合において、今後新議会とともに本件に取り組む旨の意思表明を行った。我が国としては、今後とも DSB 会合や日米規制改革イニシアティブ等の二国間協議の場を通じて、米国に一刻も早い勧告履行を働きかけていく。

### 1916年アンチ・ダンピング法に係る及び損害回復法を無効化する措置への対応

1916 年歳入法第 801 条では、米国内産業に被害を与える意図を持ってダンピング輸入又は販売した者に対して懲役刑や罰金刑等の刑事罰を科し、更にダンピングの被害者に被害額の 3 倍の損害賠償を認める旨規定されていた(1916 年アンチ・ダンピング(AD)法)。

1999 年、我が国及び EU は、本法所定のダンピングに対する救済措置が、GATT 及び AD 協定で許容されている AD 税ではなく 3 倍賠償である点等が WTO 協定違反として米

国を提訴した。2000 年 9 月の WTO 紛争解決機関において、我が国及び EU の主張をほぼ全面的に認める内容のパネル・上級委員会報告書が採択され、同法の WTO 協定違反が確定した。しかし、米国は同法の改廃等の是正措置を何ら講じないまま 2001 年 12 月末の履行期限を徒過した。

2004年5月、新聞輪転機の輸入に対して提起された同法に基づく損害賠償請求訴訟において、米国連邦地方裁判所が我が国企業に約40億円相当の損害賠償を命じる判決を下したことを受け、我が国は1916年AD法に基づく訴訟によって損害を受けた我が国企業の損害回復を可能とする法案(損害回復法)を制定し、同年12月8日に施行された。

他方、同年 10 月、「関税関連一括法案」に 1916 年 AD 法の廃止条項を追加する法案が提出され、両院にて可決の後、同年 12 月 3 日に大統領署名がなされ、これによって 1916 年 AD 法は廃止された。しかし、廃止法には、廃止の日に裁判所に係属している事案に対しては廃止の効力は及ばない旨の祖父条項が設けられていたため、新聞輪転機の輸入に係る訴訟は継続し、2006 年 6 月、我が国企業の敗訴が確定し、多額の賠償金の支払いを余儀なくされた。

さらに、原告たる米国企業は、上記判決の確定後、勝訴により得た利益を保全するため、米国連邦地方裁判所に対し、当該我が国企業が日本国内において損害回復法に基づく訴訟を提起することの差止めを求める申立てを行った。これを受け、2006年6月、同連邦地方裁判所は、我が国企業に対し、損害回復法に基づく提訴を暫定的に禁止する命令(仮訴訟差止命令)を発付した。我が国企業は、これを不服として米国連邦控訴裁判所に控訴した。日本政府は、2006年8月、同差止命令は国際法違反の措置により被った私人の損害に対して我が国が提供した救済措置を無効化するものであり、国際礼譲の観点からも回避すべきであること等を根拠に、仮訴訟差止命令を破棄すべき旨を主張するアミカス・ブリーフを同控訴裁判所に提出した。

我が国としては、我が国の主権的行為及び我が国企業が有する裁判を受ける正当な権利を阻害しないよう、訴訟差止命令の破棄を求めて、今後の米国内における訴訟プロセスに積極的に参加していく。

#### <中 国>

### 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

中国においては、WTO 加盟を契機に模倣品・海賊版対策に係る一連の法改正を行っているが、依然として法制度整備や運用が不十分であるとともに、関連の審査手続が迅速に行われない等、権利者の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、2006 年 6 月の知的財産権保護に関する官民合同ミッション派遣、同年 7 月・12 月の日中経済パートナーシップ協議、同年 10 月の WTO・TRIPS 理事会等、二国間及び多国間の様々な機会及び枠組みを通じて、国内法制の整備及びその適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締強化等を要請してきた。

また、中国の税関、警察、裁判所、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成を支援するとともに、2006 年 9 月の中国専利法改正調査団との意見交換及びシンポジウム開催、同年 11 月・12 月の最高人民法院・最高人民検察院との意見交換及びシンポジウム開催、同年 12 月の国務院法制弁室・国家工商行政管理総局との意見交換及びシンポジウム等を通じて、中国の行政・司法機関における法制度整備等の支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取組を行っている。

さらに、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版

対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応に加えて、業界単位での中国政府・業界との意見交換等、民間ベースでの各種活動に対する支援も行ってきた。さらに、日系企業の被害状況及び中国における関係当局の取締実態を把握することを目的としたアンケート調査等も実施している。

しかし、中国では、知的財産権の侵害に対する刑事訴追件数が増加する兆しが見受けられる、刑事訴追基準に係る法人の閾値の引き下げが行われる等、一部に進展は見られるものの、模倣品・海賊版等の不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害も甚大であり、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用、刑事上・行政上の取締強化、法令執行に係る情報の提供等を求めていく。

### 完成車特徴認定制度に基づく自動車部品への関税賦課の是正

2004年6月に公布された自動車産業発展政策において、自動車製品の中国における 生産能力を高めるとともに関税徴収の厳格化を図るため、完成車の特徴を備えている と認定される場合( ノックダウン部品、 特定の組立部品(車体、エンジン等)の 組合せ、 輸入部品価格の合計が完成車総価額の60%以上となる場合)、自動車部品の 関税率(10%)ではなく、完成車の関税率(25%)が適用される制度(完成車特徴認 定制度)が導入され、一部施行された。上記 の基準に達した輸入部品に対しては、 2006年7月1日から施行予定であったが、2年間延期する旨の公告が同月に中国政府か ら発表された。

我が国は、本件について2006年5月、6月に二国間非公式協議を実施したものの、中国側は「WTO協定違反に該当するとは考えていない」旨を回答するのみに止まっている。その他、日中経済パートナーシップ協議(同年7月、12月)、WTO市場アクセス委員会(同年10月)及びWTO物品理事会(同年11月)といった各機会においても懸念を表明しているが、中国から具体的な回答は未だ得られていない。

なお、本件については、2006年3月から4月にかけて、米国、EU及びカナダが、中国に対してWTO紛争解決手続に則り協議要請を行い、同年5月に同協議が開催された。我が国も第三国として参加したものの、同協議では当事国間の見解の相違は埋まらなかった。このため、同年10月に開催された紛争解決機関(DSB)会合において、上記3カ国・地域からの要請に基づき、パネルが設置された。2007年5月には第1回パネル会合が開催される予定であり、我が国としては、同パネルに第三国として参加するとともに、引き続き二国間協議等を通じて、改善を働きかけていく方針である。

### アンチ・ダンピング措置に係る不適切な運用の改善

中国は、2001 年 12 月の WTO 加盟時から 2007 年 3 月までの間に既に 117 件(我が国産品が対象に含まれる案件はそのうち 26 件)もの AD 調査を開始しており、加盟前に比してその数が急増している。中国では、それら AD 措置を発動するための調査にあたり、一般的に次の事項を含む様々な問題がある。

申請書の内容を十分精査することなく、調査開始の決定を行っていること。

損害認定にかかる判断の根拠となる指標の分析が明確でなく、ダンピングと損害 の因果関係(とりわけ他の要因による影響の分離・区別)について客観的な検 討に基づく十分な根拠が示されていないこと。

デミニマス・マージンであるためダンピング輸入に該当しないはずの輸入を含めて、損害認定を行っていること。

ファクツ・アベイラブルを用いる際には利害関係者に対し不採用となった理由を 示す必要があるところ、不採用の理由を通知せず、またコメントの機会を付与 していないこと。

応訴登記をした者に対してのみ質問状を発送して個別のダンピング・マージンを 認定しているが、その他の者に対しては、一律に数十~100%以上とする不当 なマージンを課していること。

我が国は、2006 年 4 月の経済産業省と商務部の定期協議及び 2006 年 10 月の AD 委員会における中国 TRM( 経過的審査メカニズム )等において改善を要請するとともに、WTO 協定と整合的でない手続及び不適切と思われる運用については、随時、調査当局に対し政府意見書を提出する等の対応をとってきたところである。このような我が国からの指摘事項に対し改善がみられた事例 (上記 に係る改善)もあるところ、引き続き、中国調査当局に対し WTO 協定整合的に制度を運用するよう、強く働きかけていく。

### 補助金制度の透明かつWTO協定整合的な運用・改善

中国は、2001年のWTO加盟時に、自国が交付・維持している補助金を補助金協定に基づきWTOに通報すること、補助金協定第3条で禁止されている輸出補助金及び国内産品優先使用補助金を加盟と同時に撤廃することを約束した。

同国は、2006年4月になって初めて補助金通報を行ったが、本通報には、加盟時に 撤廃を約束した輸出補助金や国内産品優先使用補助金に該当する疑いがある補助金 が含まれていた。

補助金通報に対する中国の努力自体は基本的に評価できるが、WTO協定整合性に疑義がある措置が存在していることに懸念があるため、我が国はWTO補助金委員会及び二国間協議において、通報された補助金について補助金協定整合性等の観点からの質問や禁止補助金撤廃の状況等についての質問を行い、中国側の回答を求めてきた。しかし、これまでのところ、中国は十分な回答を提供しておらず、中国の補助金制度の不透明性は依然として解消していない。

こうした中、2007年2月に米国及びメキシコが、中国の補助金制度の中に輸出補助金や国内産品優先使用補助金が含まれているとして、中国に対しWTO紛争解決手続に基づく二国間協議を要請した。我が国は、中国の補助金に関する制度及び運用の状況についてより明確な説明と情報提供を得るため、3月20日に行われたWTO上の協議に第三国参加を行った。

我が国としては、他の加盟国と連携しつつ、中国の補助金制度の明確化を求めるとともに、WTO 補助金協定に反する補助金が維持されることのないよう、WTO や二国間協議の場を通じて中国側に働きかけていく。

### 有毒化学品輸出入規制に基づく輸入手続の改善

「中国が厳格に輸出入制限する有毒化学品リスト」に掲載された化学品を中国に輸出する外国企業には、契約毎に国家環境保護総局(SEPA)に1万米ドルの手数料を支払い、「有毒化学品輸入環境管理登録証」の発給申請手続を行うことが義務づけられていた。SEPAは有毒化学品の輸出入規制を強化するため、2005年12月28日付で有毒化学品リストを改正し、1995年2月施行時の31品目に加えて、新たに158品目の化学品を追加した。本改正は、2006年1月1日に施行されている。

我が国は、在北京日本大使館からSEPA及び商務部への申入れ(2006年2月)、経済

産業省と商務部の定期協議(同年4月)等において、本件のWTO協定整合性等に係る指摘を行うとともに、化学品の輸出及びユーザー企業への影響に係る懸念を表明してきた。その結果、同年7月の日中経済パートナーシップ協議では、「1万ドルの登録費用は販売契約毎に発生するものではなく、1回登録証を取得すれば有効期間(2年間)中であれば何回でも輸入できる。」との回答が得られ、最大の懸念事項は解消された。

しかし、本制度のWTO協定整合性については、依然として疑義が存在している。また、2006年12月30日に「中国が厳格に輸出入制限する有毒化学品リスト」の改正が公告され、2007年1月1日から施行されているが、事前のTBT通報はなされていない。今後も、あらゆる機会をとらえて、中国に本件問題の是正を求めていく予定である。

### 写真フィルム等への関税賦課の是正

加盟議定書上、中国は、写真感光材料 HS37 類については、2002 年時点で 0~53.5% の従価税率を約束した。しかし、これら写真感光材料のうち、約半数に相当する 37 品目(一般的な写真フィルムを含む)については、中国政府は、加盟約束上の譲許税率を適用せずに従量税を課していた。この従量税率を従価税率に換算すると、譲許税率よりも相当高い水準になっていた。

我が国は2002年より様々な機会を通じ中国側に改善を要請しており、特に2005年4月に開催された経済産業省と中国商務部の定期協議、8月の専門家協議及び10月に行ったハイレベル協議において、中国側へ本件についての改善を申し入れを行った。この結果、2006年1月に公表された関税率改正においては、依然として従量税は維持されているものの、いくつかの関心品目について、従価税に換算した場合の税率はほぼ中国が約束した譲許税率まで引き下げられた。

さらに、2006年7月の日中経済パートナーシップ協議や同年10月のWTO市場アクセス委員会において改めて協議・指摘を行うとともに、同年11月には在北京日本大使館から財政部及び商務部に対して本問題の是正を文書で申し入れた。この結果、2007年関税率改正により、依然として従量税は維持されているものの、写真フィルム8品目について見直しが行われ、譲許税率相当まで税率が引き下げられた。

< E U >

### 情報技術協定対象製品への関税賦課の是正

EU では、コンピュータ、同関連機器、半導体といった WTO・ITA (Information Technology Agreement:情報技術協定)の対象製品が無税とされる一方、テレビやビデオといった ITA 対象外の電機製品に対して高い関税が課されている。近年、これらの製品の技術的融合が進む中で、ITA の対象製品が恣意的な関税分類の変更により課税され、また課税が検討される事態が生じている。

IT 分野は技術進歩の速い分野であることから、ITA は「各国の貿易制度は、IT 製品の市場アクセス機会を拡大するように発展すべき」(ITA 宣言パラ 1 ) と定め、また、技術進歩等に伴う品目追加についてはコンセンサスで合意することを規定するなど、設立当初から技術進歩に対応する必要性を織り込んでいた。しかし、EU において現在生じている問題は、技術進歩によって多機能化・高度化したが故に ITA 対象外とされるというものであり、我が国は、ITA 本来の趣旨やこれまでの成果に反しかねないと懸念している。

本問題については、2006 年 12 月、甘利経済産業大臣よりマンデルソン欧州委員( 貿易担当 )宛に解決を要請する書簡を発出するとともに、2007 年 1 月の甘利大臣 - マン

デルソン委員、経済産業審議官 - 欧州委員会貿易総局長の会談等において、解決に向けた協議を行った。今後も引き続き、二国間交渉や WTO・ITA 委員会等のあらゆる機会において提起を行うとともに、解決に向けた取組みを継続する。

### 化学品規制(REACH)

欧州委員会は、2003年5月、化学物質のリスク評価・管理強化を内容とする新たな化学品規制 (REACH: Registration, Evaluation Authorization, and Restrictions of Chemicals) 案を公表した。

我が国は、人の健康や環境の保護という本規制案の理念については理解するものの、本規制案には運用次第で貿易制限的な措置となる可能性があるものが含まれているとの懸念から、WTO・TBT 委員会や日 EU 規制改革対話等の機会を捉えて規制案の修正を働きかけてきた。その結果、2005 年 11 月の欧州議会の採決、また同年 12 月の競争力理事会での政治合意において、一物質一登録の考え方や届出対象物質のリスト化が盛り込まれるなど、大きな改善が見られた。この REACH 案は、ポリマーを構成するモノマーの登録免除が認められる範囲等に係る要求は通らなかったが 2006 年 12 月 18 日の EU 理事会において採択され、2007 年 6 月 1 日に施行予定となっている。

欧州委員会は施行に向けて、運用に関するガイドラインの作成を行っているところであるが、我が国としては、当該ガイドラインが実行可能かつ明確な内容になるよう、また域外企業にとって不利な内容とならぬよう、引き続き必要な働きかけを行っていく。

### 電気・電子機器廃棄物に関する指令(WEEE)

## 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令(RoHS)

電気・電子機器廃棄物の発生予防に加え、廃棄物処理削減のために、廃棄物の再使用、リサイクルあるいはその他の形での再利用を目指すものが WEEE 指令である。また、電気・電子機器中の有害物質の使用制限に関する法規を加盟国間で接近させ、人の健康の保護を目指し、電気・電子機器廃棄物について環境に無害な方法での再利用及び廃棄に寄与することを目的としたものが RoHS 指令である。両指令は 2003 年 2 月に発効した。

WEEE については、EU 加盟国間において、製造業者等の登録方法、製品の上市の定義など加盟国間で統一が取れていない。また、WEEE 対象品目に貼付することになっているマーキング規格は未整備であり、規制対象や定義の明確化等について我が国として関心を有している。他方、RoHS については、対象品目の範囲や適用除外事項の設定プロセス等が依然として明確でないことに懸念を抱いている。かかる点について日 EU 規制改革対話において改善を求めてきたところ、欧州委員会は、WEEE 及び RoHS に関する FAQ を 2005 年 5 月に公表した。しかし、内容的にはまだ不明確な部分が多い(RoHS については、各国における施行の指針として、2006 年 5 月に法的拘束力のない施行ガイダンス文書も欧州委員会から出されている。)。 我が国は、2007 年 3 月の日 EU 規制改革対話において改めて善処を求めたところであり、今後とも TBT 協定が禁止する必要以上に貿易制限的な制度とならないよう明確かつ統一的な運用を促していく。

#### <インドネシア>

## デジタルカメラへの関税賦課の是正

ITA(Information Technology Agreement:情報技術協定)の参加国であるインド

ネシアは、2003 年よりデジタルカメラに対する関税を無税とする譲許を行っていた。しかし、インドネシアは実際には 2003 年以降も 5%の関税を賦課し、さらに、2004年 1 月にはデジタルカメラの分類を変更し、その一部について 15%の関税を賦課し始めた。

我が国は、2006年1月の二階経済産業大臣(当時)-カッラ副大統領会談をはじめとする二国間会談、二国間協議及びWTO・ITA委員会等のあらゆる機会を通じて、インドネシアに対して改善を要請。その結果、同年7月、日インドネシア両国は、デジタルカメラに係る関税を、インドネシアが2007年1月から2009年1月にかけて最恵国待遇ベースで段階的に撤廃することで合意した。この内容については、2006年10月のファミ工業大臣から甘利経済産業大臣宛の書簡でも確認された。

2006年末に発行されたインドネシア改訂関税率表(2007年1月1日施行)においては、上記合意の内容をふまえた税率改訂が確認された。今後とも、インドネシア政府による合意内容の着実な履行を注視していく。

### <マレーシア>

### 自動車への内国税に係る内外差別の是正

マレーシアでは、特定の国内メーカーが製造する自動車を国民車として指定し、日系を含むそれ以外のメーカーがマレーシア内で製造する自動車との間で、物品税の賦課について差別的な取扱いがなされてきた。我が国は、2004年に行われた日マレーシア経済連携協定交渉において、かかる国民車政策に関する情報提供を求め、また物品税の差別的な取扱いの解消の働きかけを行ってきた。その結果、マレーシア政府は、2005年10月19日に新自動車政策(関税及び物品税体系の見直し)を発表し、乗用車の完成車(CBU)について、ASEAN諸国に適用される共通効果特恵関税(CEPT)を一律15%、MFN関税を一律30%、物品税についても10%~50%引き下げることとした。これにより、国民車と日系を含む他のマレーシア国内メーカー車との間の物品税の差別的な取扱いは概ね解消された。

# <アジア各国・地域(ASEAN、韓国、台湾、香港、インド)> 模倣品・海賊版等の不正商品に関する問題への対応

アジア各国・地域においては、知的財産権保護の必要性が高まりつつあるが、法制度や運用等において改善すべき点は多く、権利者の保護強化が必要不可欠である。

我が国は、APEC、WIPO、WTO等の多国間や二国間の様々な機会及び枠組みを通じて、 各国・地域における法制度の適切かつ効果的な運用、行政・司法各部門での取締の強 化等を要請してきた。

また、現地の税関、警察、知的財産権に関する行政機関等、関係機関の人材育成の 支援を行い、人材と制度の両面から問題解決に向けた取り組みを行っている。

ASEAN 諸国は不正商品の流通国となっている事例が多いことから、関係国間において知的財産権侵害に関する情報の交流を促進する必要があり、我が国は、2006 年 11 月の APEC 閣僚・首脳会議において合意された「IPR公衆周知ガイドライン」、「サプライチェーンガイドライン」を米国、韓国(公衆周知ガイドラインのみさらに香港)とともに提唱する等、知的財産権保護の強化に関する国際的な取組を先導している。

また、経済産業省に設置された政府の一元的な窓口である「政府模倣品・海賊版対策総合窓口」を中心に、個別企業による相談や情報提供依頼への対応を行っている。

しかし、アジア各国・地域では、不正商品の製造及び流通等、模倣品・海賊版等の

不正商品の横行の実態は依然として大きな懸案である。我が国企業が受けている被害 も大きく、我が国としては、今後も引き続き、法制度の適切な整備及び運用に係る情 報の提供等を求めていく。

以 上